

ある高等学校におけるスクールソーシャルワーカー支援事例の特徴と実践上の課題 —特別支援教育コーディネーターとの連携による取組を通して—

佐々木 全*, 高橋 岳志**, 石川 えりか***

(2017年2月15日受理)

Zen SASAKI, Takeshi TAKAHASHI, Erika ISHIKAWA

A Case Study of a High School Social Worker and Practical Issues Experienced:

— Through Collaboration with the Special Support Education Coordinator —

いじめ、不登校などの教育上の諸課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下、SSWrと記す）への期待が高まっている。

本稿では、ある高等学校におけるSSWr活用実態として支援事例に見る特徴と実践上の課題を明らかにすることを目的とした。このために、特別支援教育コーディネーターとSSWrと調査者1名が同席し、調査者の進行によってインタビューを進め、支援事例ごとに、紹介時の主訴及び相談対応内容、紹介プロセスを逸話的に把握した。併せて、そこに見る特徴について、SSWと特別支援教育コーディネーターが省察的に検討した。

この結果から次の二点を提案した。①経済的な困窮は、生徒の生育歴において持続的な環境であり、リスク要因であるといえる。これについては、支援の実務に備え予め把握しておきたい。②卒業または中退などによる事例の終結においては、進路実現はもとよりセーフティネットの整備をめざしたい。

Key word : スクールソーシャルワーカー, 特別支援教育コーディネーター, 高等学校, 連携

I はじめに

いじめ、不登校などの教育上の諸課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下、SSWrと記す）への期待が高まっている。これは「チーム学校」¹⁾の理念に含まれる具体的・実践的な内容である。

SSWrが担うソーシャルワークの内容は、実は学校現場では伝統的に教師によって取り組まれてきた内容である。教師は授業や生徒指導という本務との関連の中で、必要に駆られてソーシャルワークに相当するだろう内容や方法に触れてきた。結果的に支援が行き届かない事例もあったろうし、奏功した事例もあったことだろう。今後は、その専門職であるSSWrとの協働によって、この伝統的な教師の守備範囲をシェアし、より効果的

* 岩手大学大学院教育学研究科, ** かんな福祉相談支援事務所, *** 岩手県立紫波総合高等学校

な支援を実現していくことが必要である。このとき、SSWrの業務内容と活用可能性に関する予備知識や展望を有する調整役による仲介機能の発揮が期待される²⁾。

この調整役について、A高等学校では、特別支援教育コーディネーターがこれを担っていた。その内容の一端には、①SSWr支援ケースのインテイクにおけるアシスト役として、特別支援教育コーディネーターが支援ケースの事前情報を把握し、その内容を提供すること、②SSWr支援ケースのアンテナ役として、特別支援教育コーディネーターは、担任、スクールカウンセラー、部活動顧問、授業者等と本生徒のかかわりや、本生徒の学校生活状況を俯瞰し、その情報を把握し、伝達したなどのことがあった³⁾。

このような特別支援教育コーディネーターとの連携によってSSWrの活用がすすめられている現状である。しかし、A高等学校において顕在化、あるいは潜在する支援ニーズへの対応及び備えとして何が必要なのであろうか。SSWrが配置され数年が経過している。その中で、SSWrと学校をつなぐ調整役の任務に就いた特別支援教育コーディネーターは、トライ&エラーを繰り返しながらSSWrとの連携を進めてきた。そこで得られた実践知について、今後は汎用性ある理論知に変換していく必要があるだろう。そのための予備的な取組として実践内容の蓄積をしておきたい。

そこで、本稿では、A高等学校におけるSSWrの活用実態としての支援事例を総覧し、ここに見る特徴と実践上の課題を明らかにすることを目的とする。

II 方法

1 対象

対象とするのは、20XX年にSSWrが配置された公立A高等学校である。学校規模は600名定員で、およそ550人の在籍がある。伝統的にスクールソーシャルワークの必要性が高いと目されてい

た。校内調査によれば、支援の必要な生徒は少なくとも50%、家庭状況不穏事例は少なくとも50%である。その内訳は、ひとり親、経済的困窮、家庭生活が困難で生徒が施設入所している、DVや虐待などである。また、担任教師と保護者の関係性不和事例は、少なくとも10%であった。いずれにも「少なくとも」という枕詞を付したのは、潜在的な存在を予見しているためである。実際に、これらの調査を複数回実施したならば、年度後半の方になる程数値が高くなる傾向があった。

A高等学校におけるSSWr配置に関する事業根拠は、文部科学省の「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を受託した県社会福祉士会による事業だった。担当SSWrは、社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許（特別支援学校、小学校）の有資格者である。年間勤務日数は月3回以内を原則とし、1回の勤務時間は6時間以内だった。

2 資料収集

上記の目的のために、A高等学校所蔵の業務日誌（20XX年から20XX+4年まで）を閲覧し、SSWrの業務実績を把握した。その上で、全ての支援事例の内容を把握した。支援事例の詳細については、特別支援教育コーディネーターとスクールソーシャルワーカーの業務記録メモ及び聞き取り調査をもって把握した。

聞き取り調査はグループインタビューの手法⁴⁾を参考に実施した。これは対象者の相互作用を期待できる手法である。本研究では、特別支援教育コーディネーターとSSWrと調査者1名が同席し、調査者の進行によってインタビューを進め、支援事例ごとに、紹介時の主訴及び相談対応内容、紹介プロセスを逸話的に把握した。併せて、ここに見る特徴及びについて、SSWと特別支援教育コーディネーターが省察的に検討した。

3 倫理的配慮

本研究の執筆、公表については、A高等学校長並びに関係者の許可を得た。また、事例の記述に際しては、仮名を用い、かつ複数事例をもって再

構成し匿名性を担保した。

20XX年から20XX+4年までの活動実績を示す。

①支援の対象となった生徒数(表1), ②訪問活動の回数(表2), ③ケース会議の開催状況(表3, 表4), ④連携した関係機関等(表5), ⑥連携した校内の教職員等の状況(表6)を示した。なお, いずれも本稿執筆時点の件数である。

Ⅲ 結果と考察

1 SSWrの業務実績

A高等学校におけるSSWrの業務実績について,

表1 支援の対象となった生徒数(延べ人数)

年度	20XX	20XX+1	20XX+2	20XX+3
延べ人数(人)	91	54	22	28
(継続支援の人数)	(62)	(34)	(18)	(17)

表2 訪問活動の回数(回)

訪問先	20XX	20XX+1	20XX+2	20XX+3
学校	27	19	11	10
家庭	1	4	0	1
教育支援センター (適応指導教室)	0	0	0	0
教育委員会(③を除く 所管機関も含む)	0	1	0	0
関係機関	6	11	3	3
その他	1	1	0	1
合計	35	36	14	15

表3 ケース会議の開催状況(教職員とのケース会議)

年度	20XX	20XX+1	20XX+2	20XX+3
開催回数(回)	18	16	4	1
扱ったケース件数 (件)	47	58	3	1
参加教職員数(人)	28	34	6	2

表4 ケース会議の開催状況（関係機関とのケース会議）

年度	20XX	20XX+ 1	20XX+ 2	20XX+ 3
開催回数（回）	5	6	4	6
扱ったケース件数 （件）	11	15	9	8
参加教職員数（人）	2	10	2	6
参加関係機関の人 数（人）	12	15	8	14

表5 連携した関係機関等

年度	20XX	20XX+ 1	20XX+ 2	20XX+ 3
児童家庭福祉の関係 機関	8	5	10	14
保健・医療の関係機関	4	5	0	0
警察等の関係機関	0	0	0	0
司法・矯正・更生保護 の関係機関	0	0	0	0
教育支援センター等 の学校外の教育機関	1	1	0	0
その他の専門機関	9	9	0	0
地域の人材や団体等	1	2	1	0
合計	23	22	11	14

表6 連携した校内の教職員等

年度	20XX	20XX+ 1	20XX+ 2	20XX+ 3
学級担任	13	11	7	10
管理職	0	0	0	1
生徒指導担当※教 育相談担当含む	46	32	10	10
養護教諭	3	5	1	0
その他の教諭	4	2	1	0
スクールカウンセ ラー	2	0	0	0
その他の外部相談 員等	0	0	0	1
合計	68	50	19	22

表7 SSWrの支援ケース (n=22, 複数該当あり)

支援ニーズ	経済的 困窮	進路支援	卒後の 生活準備	中退後の 生活準備
支援ニーズの該当数(人)	13	9	8	3
支援ニーズの該当数割合(%)	59.0%	40.9%	36.4%	13.6%

2 支援事例の概要

特別支援教育コーディネーターは校内のニーズを掌握し、SSWrによる支援が必要な生徒であることを判断し随時紹介した。この4年間で、SSWrへの紹介事例の実数は35名であった。

A高等学校における紹介の動機には大まかに2種類ある。「要支援として判断された生徒」と「養護施設に入所している生徒」である。後者は35名中15名であった。この生徒については、SSWrが定例化した施設訪問を行い、施設職員との情報交換をする。つまりこれは施設と学級担任との情報共有するための手立てである。この生徒たちが必ずしもSSWrによる個別の支援を要さない。実際に施設入所している生徒でSSWrによる個別の支援事例となったのは2名であった。

前者の22名は、SSWrによる支援ニーズがあり事例化したケースである。これらの支援ニーズのこの内訳を表7に記した。この内容を念頭に、A高等学校として共通する傾向がある事例と、比較的独自の事例を以下に挙げる。

(1) 卒業によって終結した事例

卒業によって終結した8名の事例があった。このうち3事例は進路未決定事例であった。主訴はいずれも、進路支援の必要性であった。1名は障害者雇用をめざした発達障害生徒の事例である。通常の高等学校の進路指導においては、障害者雇用に関する取組に不慣れであったためにSSWrへ紹介した。

別の2名は就職活動自体を促した事例である。いずれも、生徒自身及びその保護者において卒業後の就労に対する意欲が乏しく、家族や関係機関との連携を要したためにSSWrへ紹介した。卒業後の進路未決定状況が予見されたために就業支援

機関との連絡経路を予め準備し終結とした。

他の1名は、「経済的困窮」を主訴として保護者からの申し出を受けてSSWrへ紹介した。SSWrは、この生徒を把握したものの、比較的適応のよい生徒であり、一般的な進路指導によって自力を発揮し就職をした。入学当初の把握とその後のモニタリングのみを行った平穏な事例であった。

他の4事例については、いずれも進路支援及び卒業後の生活準備などでSSWrの機能が遺憾なく発揮された事例であり、特徴的な内容であったため後段で特記する。

(2) 中退によって終結した事例

6名の中退事例があった。このうち3名は支援が途切れてしまう不本意な終結となった。生徒指導上の問題行動が顕著な例であり、SSWrの介入の機会を待てない状況になったものであった。他、3名は中退後の生活状況の整備のための支援がなされた。その内容は、特別支援学校等への転学や高等学校中退に伴う入所施設退所後の生活の場づくりをめざした希有なものであった。

(3) 進行中の事例

6名の進行中の事例があった。このうち1名は発達障害事例であり、現在の学校生活における適応に苦心していた。部活動での不適応が著しく、部活動に変わる放課後の活動を必要としていたため、SSWrに紹介した。近隣の事業所でのボランティア体験などをコーディネートすることで生活の安定化の一助となった。教員チームによって学校生活での適応を促進する努力が続けられており、進路指導が本格化する時期からSSWrの関わりが必要となると見込まれるためモニタリングを継続している。

1名は虐待事例であり、児童相談所から学校に

連絡があり発覚した。すぐにSSWrに紹介し情報を集約した。有事に備え情報共有をしモニタリングを継続している。

他の4名はいずれも経済的困窮を背景に、虐待に近い不適切な養育や、不登校、問題行動頻発という状況にあり、家族対応、関係機関との連携などを進めている。中には食事の調達を工面した事例もあった。

3 経済的な困窮と他の要因が複合的に絡み合った事例

特徴的な事例として、経済的な困窮と他の要因が複合的に絡み合った事例を挙げる。

そもそも経済的な困窮が支援ニーズとして顕在化したのは、22名中13名(59.0%)であった。しかし、大部分には経済的な困窮状態が潜在しており、後々それが顕在化する予見があった。むしろ経済的な困窮がないと断言できた事例は22名中3名(13.6%)であった。

経済的困窮の家庭に対しては、SSWrが生活保護の手続きを勧めることもあった。手続き自体の遂行に難しさがある場合にはSSWrが窓口まで同行するなどした。しかし、その手続きを進める中で多様な家庭問題が浮き彫りになることが少なからずあった。例えば、保護者の知的障害あるいは発達障害の疑い、精神疾患、ネグレクトなど不適切な養育実態である。また、家族間での軋轢や内縁の問題などがあり、生活保護を受けられない内情を抱えている事例もあった。このように経済的な困窮は、他の要因との複合的に絡み合いによって、対応の難易度が上がることが少なからずあった。

(1) 経済的困窮によって生じた進路の断念

経済的困窮は、現在の生活を脅かすものであったが、進路にも深刻な影響をもたらすことがある。例えば、進路希望の制限である。ある生徒は進学を希望したが、経済的困窮を理由に保護者の許しが得られずに断念した。別の生徒は保護者とたびたび口論となり精神的に疲弊した。また別の生徒は、希望する専門学校に合格したが、その段になっ

て保護者が経済的困窮を理由に入学手続きを反故し生徒に甚大な心理的なダメージを与えてしまう事例もあり、A高等学校の教員はこのような事態を例年警戒するほどだった。

アキラ(仮名)はその典型的な事例であった。母子家庭、経済的困窮の家庭でありネグレクトに近い状況も疑われたが、専門学校を志望したことから母親は入学金を工面することを約束した。ところが、専門学校の入試に合格した直後にその約束を反故にしたことで、アキラは逆上し父方の現在の家族のもとに転がり込んだ。幸い父親とその家族は、アキラの支援に好意的であり、そこを拠点に卒業後の生活を設計しなおすことになった。

実は、A高等学校には、アキラのような家庭状況の生徒は多くおり、特段の緊急性が生じなければそれなりに安定的に自体が進み、卒後に経済的に自立していくことを展望するのが通例であった。ましてや聡明なアキラであれば専門学校に入学さえすれば経済的にも自立可能であるというのが教師の見立てであった。そのために、このような事態になって初めてアキラはSSWrに紹介された。

SSWrは卒業後の生活設計に関しての支援を行うことになったが、特別支援教育コーディネーターが担任と協力し、児童相談所との連携を後ろ盾として父親との連絡手段を確保し、相談の席を設けた。また、一連の経緯についてSSWrに情報提供した。それによってSSWrはアキラ本人と父方の家族の相談役となり、経済的な支援策と労働環境に関する目処をつけ、アキラの卒業と共に支援を終結した。

(2) 極めて脆弱な養育環境によって生じた進路選択の制限

卒業後の生活をするに当たり、拠り所が皆無であったのが、ケイコ(仮名)であった。ケイコは児童相談所に保護されたのちに里親によって養育されていたが、卒業と同時に里親のもとを離れ、自活することをめざしていた。専門学校への進学を希望していたこともあり、専門学校での教育を受けながら仕事ができ、かつ生活できるよう

な条件を探していた。都市部の状況に明るい担任とSSWrの協働によって、進路先の目処を付け、SSWrと児童相談所の協働によって転居と最初の給料日までの生活費が工面でき、ケイコは卒業式の数日後、3月の半ばから新生活を開始した。

経済的困窮に派生して見られる、家族対応の必要性に対してSSWrは、生活保護の受給手続きへの同行をすることもありますが、精神的に不安定であったり、多大な家族間の葛藤を要していたりする家族の場合にはその話し相手になることも必要かつ有効だった。

(3) 特殊な家族関係によって生じた進路選択の制限

チエ（仮名）は祖母と二人暮らしであった。祖母は、自らの孤独に耐えかねてチエが外出することを制限することが多いようだった。過干渉的であり、支配的な関わりをしていた。進路に関しても「家にいてくれればいい」と言ってはばかりで、チエの進路希望の表明を封じた。経済的困窮状態を懸念した担任の訴えを受けて、SSWrが家庭訪問した。当初は、経済的困窮があるように見えた家庭であったが、むしろ祖母の心理的な課題が大きいようであった。SSWrが訪問し生活状況を把握することをしながら祖母のケアのために、自治体の支援員をコーディネートした。徐々にチエの進路に関して現実的な話題ができるようになっていった。

IV 総合考察

本稿では、A高等学校におけるSSWrの活用実態としての支援事例を総覧し、ここに見る特徴と実践上の課題を明らかにすることを目的とした。以下では、2点の特徴とそれぞれの実践上の課題を記す。

1 経済的困窮という観点

経済的困窮が背景にある場合、その結果として、進路の制限や卒後の生活不安などが支援ニ-

ズとして連鎖することがある。そこには、本人の心理的な葛藤や家族との葛藤など多様で深刻なプロセスが生じる場合もあるだろう。また、ここには、本人、家族の発達や健康や生育の問題、家族関係などの個人因子の影響も考慮する必要がある。ときには、その個人因子が経済的困窮という結果をもたらしている事例もある⁵⁾。

いずれにせよ、経済的困窮については、SSWrが対応すべき典型的な支援ニーズの一つである。A高等学校においては、経済的困窮状態にある生徒は多く、生活自体が乱れたり荒れたりすることもある。経済的困窮が、支援ニーズとして主訴となるとは限らず、実は生活の乱れや荒れが主訴となる場合もあるだろう。その対応は教育的ニーズとして認知され生徒指導事案として教師の対応になることが一般的であるが、そこに福祉的ニーズを感知する特別支援教育コーディネーターの目が必要であろう。

また、経済的困窮については、生徒の生育歴において持続的な環境であり、リスク要因であるといえる。そうであるならば、SSWrのアンテナとなる特別支援教育コーディネーターが入学時点から全ての生徒の家庭状況を予備的に把握しておくことが必要であろう。このことは、「特別な支援を要する生徒」を把握する校内調査が定期的になされているが、その一項目に組み込むだけで実行可能である。実践上の課題として、アセスメントの具体的な手法ならびにその実効性及び有効性について検討を重ねたい。

2 今後の課題

支援の終結はハッピーエンドであってほしいというのが万人の願いである。しかし、何を持ってハッピーエンドとするのか。経済的困窮の解消、就労先での適応の保障、虐待の解消と親子関係の理想的修復などは即日実現するものではない。このような理想の実現をもって終結と考えることはあまり現実的ではないのかもしれない。

卒業をもって終結した事例については、進路の実現、卒業後の生活の場の確保という一応の目的

の達成がなされることが望ましい。しかし進路の実現に至らない事例もある。その場合でも生徒が卒業後に相談できる窓口を確保するなどセーフティネットを講じておくことが必要であり、これをもって、セカンドベストとしたい。このことは、中退を持って終結した事例でも同様である。一方で中退事例であれば、セーフティネットの手配が間に合わない事例もいくつかあった。往々にして、このような事例では、学校と生徒本人あるいは家庭との関係性において深刻な問題があるかもしれない。それゆえに、第三者的な立場である SSWr の介入の余地があるかもしれない。生徒指導部等の関係部署との連携をもって支援の方針を共有したい。

福祉的ニーズとは、持続的で長期的な対応を要することが多い。高等学校における、スクールソーシャルワークは、在学期間が期限である。終結における作法として、進路の実現またはセーフティネットの手配を肝に銘じたい。

実践上の課題として、モデルケースの構築を挙げる。そこには支援ニーズについて、早期の予備的な把握とインテイクから支援の展望を関係者で共有するため校内の関係部署との連携、協働を含みたい。SSWr と校内をつなぐ特別支援教育コーディネーターの手腕が問われる。また、このことが教師間における SSWr 活用の展望にもなるだろう。

謝辞

本稿執筆に際して、ご理解とご協力をいただいた関係の皆様へ記して感謝申し上げます。

引用文献

- 1) 中央教育審議会 (2015) : チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について (答申). <http://www.mext.go.jp> (2017.1.13. 閲覧).
- 2) 高橋岳志・石川えりか・佐々木全 (2016) : 高等学校におけるスクールソーシャルワーカー活用の実態と課題—スクールソーシャルワーカーと教師の業務内容の異同—, 岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要, 15, 287-299.
- 3) 佐々木全・高橋岳志 (2016) : 高等学校におけるスクール・ソーシャルワーカーの有効活用に資する特別支援教育コーディネーターの連携内容, 第11回日本学校ソーシャルワーク学会全国大会 in 東京, 42-43.
- 4) 田垣正晋 (2007) : グループインタビュー, やまだようこ編, 質的心理学の方法, 115-123.
- 5) 中澤香織 (2009) : シングルマザーの性別役割意識 : 貧困・低所得層への聞き取りから, 教育福祉研究, 15, 11-21.